

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請書 (記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日 申請日を記入。

譲受人 株式会社〇〇〇  
 代表取締役 豊見城 次郎  
 譲渡人 豊見城 太郎

申請地が採草放牧地でない場合は、訂正線を引いてください。

所有権は移転、賃貸借・使用貸借は権利の設定となります。権利の種類に応じ訂正線を引いてください。

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1 申請人の住所等	申請人の別	氏名		住所	
	譲受人	株式会社〇〇〇 代表取締役 豊見城 次郎		豊見城市宇豊見城〇〇〇番地〇〇	
	譲渡人	豊見城 太郎		豊見城市宇翁長〇〇〇番地〇	

2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在			地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
	市町村	大字	小字	地番	登記簿		現況	権利の種類	
	豊見城市	翁長	翁長原	〇〇番〇	畑	畑	1,500㎡の内 1,000㎡		市街化調整区域
計		1,000 ㎡ (田		㎡、畑		㎡、採草放牧地		1,000 ㎡)	

申請面積が一部転用の場合は、「〇〇㎡の内〇〇㎡」と記入してください。

3 転用計画	(1) 転用の目的	<input type="radio"/> 1 一般住宅 <input type="radio"/> 2 農家住宅 <input checked="" type="radio"/> 3 その他 ( 駐車場 )	(2) 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細	レンタカー事業を展開するために、駐車場として整備する。
	(3) 事業の概略 期間又は施設の利用期間	年 月 許可日 から 5 年間(協議のうえ、2年延長)		

工事計画の予定期間を記入してください。許可が下りるのは、最短でも申請から約2カ月後です。工期については、許可後、原則1年以内に完了する計画である必要があります。	事業施設要	第1期(着工〇年〇月から〇年〇月まで)	第2期(着工〇年〇月から〇年〇月まで)	合計	申請人訂正欄							
		名称	棟数	建築面積		所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成			1,600㎡				1,600㎡				字抹消 字そう入
	建築物											申請人氏名
	工作物											漢数字を使用する
	計			1,600㎡				1,600㎡				

延床面積ではありません。

4 権利の移転又は設定しよとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
	賃貸借権	<input checked="" type="radio"/> 設定 <input type="radio"/> 移転	許可後	5年(協議のうえ、2年延長)	

5 資金調達計画	自己資金 3,000,000 円	借入金 円	合計 3,000,000 円
----------	------------------	-------	----------------

必要添付書類である「資金計画書」記載の資金調達の内訳と金額を一致させてください。

6 転用により生ずる付近の土地・作物・畜畜等の被害防止施設の概要	隣地との境界にはトンブロック(1段)を設置し、隣地へ土砂流出や溢水がないよう万全の対策を講じます。万一、被害を与えた場合には、責任をもって対処します。
----------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------

7 その他参考となるべき事項	今回の申請地の外、隣接する譲渡人所有地の〇〇番〇(登記地目:雑種地 600㎡)も賃借して一体利用します。(契約書参照。また、登記簿を添付)都市計画法の開発許可を要する。
----------------	--------------------------------------------------------------------------------------

申請人は記入しない

沖縄県指令農第 号

※転用計画において、隣接地等への被害防止・保安措置等の計画が十分でない場合は、下記のとおり許可をすることができませんので、具体的な計画を記載してください。また、別添の必要添付書類である設計図(転用計画に建築物がある場合:平面図・配置図等)又は事業計画書・利用計画図(転用計画が駐車場、資材置場等の場合)の作成の際にも、具体的な被害防止・保安措置の計画を示してください。

【農林水産省作成資料「農地法の運用について」、沖縄県作成資料「農地法関係事務処理の手引き」より】 関連法令:農地法第4条第6項第4号、第5条第2項第4号

申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害(ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)により周辺の農地の営農条件への支障がある場合)が発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる

【注意事項】【教示】裏面を読んでください。

年 月 日  
訂正、再交付